

令和4年12月26日

【照会先】

政策統括官付参事官付社会統計室

室長 飯郷 智子

専門官 木下 容子

社会福祉施設統計係（内線 7552）

（代表電話） 03-5253-1111

（直通電話） 03-3595-2918

令和3年

社会福祉施設等調査の概況

目次

調査の概要	1
結果の概要	
1 施設の状況	
(1) 施設数	3
(2) 定員・在所者数・在所率	3
(3) 職種別常勤換算従事者数	4
2 障害福祉サービス等事業所・障害児通所支援等事業所の状況	
(1) 事業所数	5
(2) 利用状況	6
(3) 職種別常勤換算従事者数	8
総括表	9
参考表	10
用語の定義	13

令和3年社会福祉施設等調査の結果は厚生労働省ホームページにも掲載しています。

アドレス (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/23-22.html>)

調 査 の 概 要

1 調査の目的

この調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

(1)基本票

都道府県・指定都市・中核市を対象とし、次ページに掲げる施設・事業所の全数を把握した。

(2)詳細票

施設票：次ページに掲げる社会福祉施設等を対象とし、保育所及び有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）については層化無作為抽出した施設、それ以外についてはその全数（休止中を含む。）を調査客体とした。

事業所票：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）による障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所を対象とし、その全数（休止中を含む。）を調査客体とした。

	調査客体数 ¹⁾	回収客体数 ²⁾	集計客体数 ³⁾	回収率(%) ⁴⁾
施設票				
保護施設	233	229	228	98.3
老人福祉施設 5)	3 274	3 091	3 091	94.4
障害者支援施設等	5 584	5 183	5 135	92.8
婦人保護施設	48	48	47	100.0
児童福祉施設等	24 691	22 949	22 773	92.9
母子・父子福祉施設	57	54	54	94.7
有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	9 459	8 354	8 289	88.3
事業所票				
障害福祉サービス等事業所・障害児通所支援等事業所	97 687	80 466	79 564	82.4

注：施設の種別内訳は10ページ参考表1を参照。

1) 調査客体数は、活動中又は休止中の施設・事業所に配布した詳細票の枚数である。

2) 回収客体数は、回収があった詳細票の枚数である。

3) 集計客体数は、回収した詳細票のうち活動中の詳細票の枚数である。

4) 回収率(%) = 「回収客体数」÷「調査客体数」×100で算出している。

5) 老人福祉施設には、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム及び老人介護支援センターを含まない。

3 調査の時期

令和3年10月1日

4 調査事項

(1)基本票

施設基本票：施設の種別、施設名、所在地、設置・経営主体、定員 等

事業所基本票：事業所の種別、事業所名、所在地、経営主体 等

(2)詳細票

施設詳細票：在所者の状況、従事者数 等

事業所詳細票：サービスの種別と提供状況（利用者数等）、従事者数 等

5 調査方法及び系統

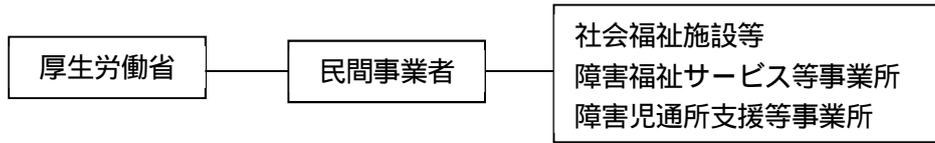
(1)基本票

行政情報から把握可能な項目について、都道府県・指定都市・中核市に対し、オンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。



(2) 詳細票

基本票以外の項目について、厚生労働省が委託した民間事業者から、施設・事業所に対し、郵送及び一部オンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。



6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）で行った。

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	-
統計項目のあり得ない場合	.
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	...
表章単位の 1/2 未満、又は比率が微小（0.05 未満）の場合	0, 0.0
減少数（率）の場合	

(2) 集計対象は、活動中の施設・事業所である。

(3) この概況に掲載の数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(4) 平成 30 年以降は、詳細票が全数調査から標本調査となり、結果を推計値で表章するため、詳細票に基づく調査結果については、平成 29 年以前の調査結果との実数での比較には留意が必要である。

推計方法については厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/23-22.html>）に掲載している。

(5) 表 1、表 4、総括表（施設数）、参考表 2 は基本票の集計値、それ以外は、詳細票から得られた結果より算出した推計値である。

【 調査対象施設・事業所一覧 】

生活保護法による保護施設 救護施設 更生施設 医療保護施設 授産施設 宿所提供施設	児童福祉法による児童福祉施設等 助産施設 乳児院 母子生活支援施設 幼保連携型認定こども園 保育所型認定こども園 保育所 小規模保育事業所 A 型 小規模保育事業所 B 型 小規模保育事業所 C 型 家庭的保育事業所 居宅訪問型保育事業所 事業所内保育事業所 児童養護施設 障害児入所施設（福祉型） 障害児入所施設（医療型） 児童発達支援センター（福祉型） 児童発達支援センター（医療型） 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 小型児童館 児童センター 大型児童館 A 型 大型児童館 B 型 大型児童館 C 型 その他の児童館 児童遊園	その他の社会福祉施設等 授産施設 無料低額宿泊所 盲人ホーム 隣保館 へき地保健福祉館 日常生活支援住居施設 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外） 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅であるもの） 障害者総合支援法による 障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所 居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 療養介護事業所 生活介護事業所 重度障害者等包括支援事業所 計画相談支援事業所 地域相談支援（地域移行支援）事業所 地域相談支援（地域定着支援）事業所 短期入所事業所 共同生活援助事業所 自立訓練（機能訓練）事業所 自立訓練（生活訓練）事業所 宿泊型自立訓練事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援（A 型）事業所 就労継続支援（B 型）事業所 自立生活援助事業所 就労定着支援事業所	児童福祉法による障害児通所支援事業所及び 障害児相談支援事業所 児童発達支援事業所 居宅訪問型児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所
老人福祉法による老人福祉施設 養護老人ホーム（一般） 養護老人ホーム（盲） 軽費老人ホーム A 型 軽費老人ホーム B 型 軽費老人ホーム（ケアハウス） 都市型軽費老人ホーム 老人福祉センター（特 A 型） 老人福祉センター（A 型） 老人福祉センター（B 型）	母子及び父子並びに寡婦福祉法による 母子・父子福祉施設 母子・父子福祉センター 母子・父子休養ホーム		
障害者総合支援法による障害者支援施設等 障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム			
身体障害者福祉法による 身体障害者社会参加支援施設 身体障害者福祉センター（A 型） 身体障害者福祉センター（B 型） 障害者更生センター 補装具製作施設 盲導犬訓練施設 点字図書館 点字出版施設 聴覚障害者情報提供施設			
売春防止法による婦人保護施設 婦人保護施設			

注： 印の付いた施設は、詳細票調査を実施していない。

結 果 の 概 要

この結果は、令和3年10月1日現在で活動中の施設・事業所について集計したものである。

1 施設の状況

(1) 施設数

施設の種類の別々に施設数をみると、「保育所等」は29,995施設で前年に比べ521施設、1.8%増加している。また、「有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)」は16,724施設で前年に比べ768施設、4.8%増加している。(表1、総括表)

表1 施設の種類の別々にみた施設数

	令和3年 (2021)	令和2年 (2020)	各年10月1日現在 対前年	
			増減数	増減率(%)
総数	82 611	80 723	1 888	2.3
保護施設	288	289	1	0.3
老人福祉施設	5 192	5 228	36	0.7
障害者支援施設等	5 530	5 556	26	0.5
身体障害者社会参加支援施設	315	316	1	0.3
婦人保護施設	47	47	-	-
児童福祉施設等	46 560	45 722	838	1.8
(再掲)保育所等 ¹⁾	29 995	29 474	521	1.8
母子・父子福祉施設	57	56	1	1.8
その他の社会福祉施設等	24 622	23 509	1 113	4.7
(再掲)有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	16 724	15 956	768	4.8

注：詳細は9ページ 総括表参照

1) 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所である。

(2) 定員・在所者数・在所率

施設の種類の別々に定員をみると、「保育所等」は2,904,353人、「有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)」は634,395人となっている。

また、施設の種類の別々に在所者数をみると、「保育所等」は2,643,196人、「有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)」は540,047人となっている。(表2、総括表)

表2 施設の種類の別々にみた定員・在所者数・在所率

	令和3年10月1日現在		
	定員(人) ¹⁾	在所者数(人)	在所率(%) ²⁾
総数	4 112 525	3 685 856	90.5
保護施設	18 887	17 813	94.4
老人福祉施設	157 262	142 021	90.5
障害者支援施設等 ³⁾	187 753	151 126	92.2
婦人保護施設	1 245	257	25.1
児童福祉施設等 ⁵⁾	3 112 984	2 834 592	91.4
(再掲)保育所等 ⁴⁾	2 904 353	2 643 196	91.3
有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	634 395	540 047	85.7

注：詳細は9ページ 総括表参照

- 1) 定員及び在所者数は、それぞれ定員又は在所者数について調査を実施した施設のみ、集計している。
- 2) 在所率(%) = 在所者数 ÷ 定員 × 100により算出している。ただし、定員不詳、在所者数不詳の施設及び在所者数について調査を行っていない施設を除いて計算している。
- 3) 障害者支援施設等のうち障害者支援施設の定員は入所者分のみであり、在所者数は入所者数と通所者数の合計である。在所率は在所者数のうち通所者数を除いて計算している。
- 4) 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所である。
- 5) 総数、児童福祉施設等の定員及び在所者数には母子生活支援施設を含まない。

(3) 職種別常勤換算従事者数

常勤換算従事者の総数は1,214,854人となっている。これを施設の種別、職種別にみると、保育所等の「保育士」は384,371人、「保育教諭」は120,583人（うち保育士資格保有者は114,224人）となっている。

また、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）の「介護職員」は136,698人、障害者支援施設等の「生活指導・支援員等」は62,535人となっている。（表3）

表3 施設の種別による職種別常勤換算従事者数

(単位:人) 令和3年10月1日現在

	総数	1) 保護施設	1) 老人福祉施設	障害者支援施設等	1) 婦人保護施設	1) 児童福祉施設 (保育所等・地域型保育事業所を除く)	2) 保育所等	2) 地域型保育事業所	母子・父子福祉施設	有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)
総数	1 214 854	6 203	39 452	108 397	400	91 028	690 188	56 307	218	222 661
施設長・園長・管理者	59 252	214	2 392	3 949	29	4 555	29 565	6 268	23	12 257
サービス管理責任者	4 063	4 063
生活指導・支援員等 3)	91 987	758	4 331	62 535	169	15 560	2	8 632
職業・作業指導員	3 547	62	108	2 391	14	453	-	521
セラピスト	7 497	7	149	1 080	7	3 833	-	2 421
理学療法士	2 668	2	44	553	-	1 099	-	970
作業療法士	1 756	4	32	356	-	914	-	451
その他の療法士	3 073	1	72	172	7	1 820	-	1 001
心理・職能判定員	37	37
医師・歯科医師	3 120	26	125	312	4	1 347	1 059	143	1	103
保健師・助産師・看護師	54 093	428	2 557	5 531	23	11 934	12 680	818	-	20 122
精神保健福祉士	1 373	121	34	1 006	0	212
保育士	406 005	19 668	384 371	1 959	8	...
保育補助者	22 374	22 300	74
保育教諭 4)	120 583	120 583
うち保育士資格保有者	114 224	114 224
保育従事者 5)	34 274	34 274
うち保育士資格保有者	32 131	32 131
家庭的保育者 5)	1 416	1 416
うち保育士資格保有者	1 071	1 071
家庭的保育補助者 5)	817	817
居宅訪問型保育者 5)	152	152
うち保育士資格保有者	83	83
児童生活支援員	644	644	-	...
児童厚生員	11 454	11 454	-	...
母子支援員	691	691	-	...
介護職員	170 279	3 169	18 194	12 213	5	136 698
栄養士	34 139	202	2 063	2 496	20	1 587	24 382	1 896	-	1 492
調理員	80 785	498	4 586	4 865	46	4 013	49 464	3 491	-	13 823
事務員	39 564	439	2 722	5 028	46	4 052	16 177	969	86	10 045
児童発達支援管理責任者	1 329	1 329	-	...
その他の教諭 6)	4 856	4 856
その他の職員 7)	60 521	279	2 192	2 891	36	9 908	24 752	4 030	99	16 335

注：従事者数は詳細票により調査した職種についてのものであり、調査した職種以外は「...」とした。

- 1) 保護施設には医療保護施設、老人福祉施設には老人福祉センター(特A型、A型、B型)、児童福祉施設(保育所等・地域型保育事業所を除く)には助産施設、児童家庭支援センター及び児童遊園をそれぞれ含まない。
- 2) 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所、地域型保育事業所は小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、小規模保育事業所C型、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所及び事業所内保育事業所である。
- 3) 生活指導・支援員等には、生活指導員、生活相談員、生活支援員、児童指導員及び児童自立支援専門員を含むが、保護施設及び婦人保護施設は生活指導員のみである。
- 4) 保育教諭には主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭及び講師を含む。また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)附則にある保育教諭等の資格の特例のため、保育士資格を有さない者を含む。
- 5) 保育従事者、家庭的保育者、家庭的保育補助者及び居宅訪問型保育者は地域型保育事業所の従事者である。なお、保育士資格を有さない者を含む。
- 6) その他の教諭は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条に基づき採用されている、園長及び保育教諭(主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭及び講師を含む)以外の教諭である。
- 7) その他の職員には、幼保連携型認定こども園の教育・保育補助員及び養護職員(看護師等を除く)を含む。

2 障害福祉サービス等事業所・障害児通所支援等事業所の状況

(1) 事業所数

事業の種類別に障害福祉サービス等事業所・障害児通所支援等事業所数をみると、「居宅介護事業」が24,462事業所で最も多く、前年に比べ721事業所、3.0%増加している。次いで多いのは、「重度訪問介護事業」で21,802事業所となっており、前年に比べ475事業所、2.2%増加している。さらに、「放課後等デイサービス事業」が17,372事業所となっており、前年に比べ1,853事業所、11.9%増加している。

また、対前年増減率をみると、「居宅訪問型児童発達支援事業」が32.6%、次いで、「保育所等訪問支援事業」の22.0%となっている。(表4)

表4 事業の種類別にみた事業所数

	各年10月1日現在			
	令和3年 (2021)	令和2年 (2020)	対前年	
			増減数	増減率(%)
居宅介護事業	24 462	23 741	721	3.0
重度訪問介護事業	21 802	21 327	475	2.2
同行援護事業	8 255	8 413	158	1.9
行動援護事業	2 694	2 628	66	2.5
療養介護事業	246	235	11	4.7
生活介護事業	9 056	8 637	419	4.9
重度障害者等包括支援事業	20	21	1	4.8
計画相談支援事業	11 237	10 778	459	4.3
地域相談支援(地域移行支援)事業	3 588	3 490	98	2.8
地域相談支援(地域定着支援)事業	3 435	3 341	94	2.8
短期入所事業	7 057	6 489	568	8.8
共同生活援助事業	11 056	9 659	1 397	14.5
自立訓練(機能訓練)事業	403	406	3	0.7
自立訓練(生活訓練)事業	1 491	1 440	51	3.5
宿泊型自立訓練事業	225	233	8	3.4
就労移行支援事業	3 353	3 301	52	1.6
就労継続支援(A型)事業	4 130	3 929	201	5.1
就労継続支援(B型)事業	14 407	13 355	1 052	7.9
自立生活援助事業	395	326	69	21.2
就労定着支援事業	1 522	1 421	101	7.1
児童発達支援事業	10 183	8 849	1 334	15.1
居宅訪問型児童発達支援事業	228	172	56	32.6
放課後等デイサービス事業	17 372	15 519	1 853	11.9
保育所等訪問支援事業	1 930	1 582	348	22.0
障害児相談支援事業	8 130	7 772	358	4.6

注：複数の事業を行う事業所は、それぞれの事業に計上している。

ただし、障害者支援施設の昼間実施サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)を除く。

(2) 利用状況

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護事業の利用状況

9月中の利用者1人当たり訪問回数を見ると、居宅介護事業を利用する障害者では「身体介護が中心」が18.4回と最も多く、次いで「家事援助が中心」が9.2回となっている。

一方、重度訪問介護事業を利用する障害者では29.3回となっており、そのうち「移動介護」が7.8回となっている。

また、同行援護事業を利用する障害者では6.1回となっており、行動援護事業を利用する障害者では6.6回となっている。(表5)

表5 事業の種類別にみた利用状況(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護事業)

令和3年9月

	利用実人員 (人)	訪問回数 合計 (回)	利用者1人当たり 訪問回数 (回)	
			令和3年 (2021)	令和2年 (2020)
居宅介護事業 ¹⁾				
障害者 身体介護が中心	116 836	2 151 695	18.4	18.4
通院介助が中心(身体介護を伴う)	26 017	86 083	3.3	3.2
通院介助が中心(身体介護を伴わない)	8 171	20 003	2.4	2.4
通院等乗降介助が中心	3 415	22 233	6.5	7.3
家事援助が中心	129 732	1 193 170	9.2	9.3
障害児 身体介護が中心	9 031	98 733	10.9	10.9
通院介助が中心(身体介護を伴う)	860	1 941	2.3	2.4
通院介助が中心(身体介護を伴わない)	69	169	2.5	2.6
通院等乗降介助が中心	29	104	3.6	5.8
家事援助が中心	847	7 970	9.4	9.6
重度訪問介護事業	23 123	677 091	29.3	27.7
うち移動介護	7 121	55 721	7.8	7.4
同行援護事業				
障害者	29 165	177 669	6.1	6.1
障害児	169	1 120	6.6	6.4
行動援護事業				
障害者	11 791	77 436	6.6	6.0
障害児	2 033	11 237	5.5	5.8

注：9月中に利用者がいた事業所のうち、利用実人員不詳及び訪問回数不詳の事業所を除いて算出した。

1) 居宅介護事業の利用実人員は、サービスの内容別に利用者を計上している。

療養介護、生活介護、重度障害者等包括支援、計画相談支援、地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)、短期入所、共同生活援助、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、自立生活援助、就労定着支援事業の利用状況

9月中の利用実人員をみると、就労継続支援(B型)事業の401,977人が最も多くなっており、利用者1人当たり利用日数をみると、重度障害者等包括支援事業では29.1日、療養介護事業では24.4日、自立訓練(生活訓練)事業では12.3日となっている(表6)

表6 事業の種類別にみた利用状況

令和3年9月

	利用実人員 (人)	利用延人数 (人)	利用日数 合計 (日)	利用者1人当たり 利用日数 (日)	
				令和3年 (2021)	令和2年 (2020)
療養介護事業	18 548	453 047	...	24.4	25.6
生活介護事業 ¹⁾	261 458	2 536 005	...	9.7	9.9
重度障害者等包括支援事業	29	.	844	29.1	29.1
計画相談支援事業 ²⁾	266 470
地域相談支援(地域移行支援)事業	767
地域相談支援(地域定着支援)事業	4 024
短期入所事業					
障害者	38 577	.	247 736	6.4	6.0
障害児	7 042	.	34 206	4.9	5.0
共同生活援助事業 ³⁾	144 981
自立訓練(機能訓練)事業 ¹⁾	853	6 688	...	7.8	7.5
自立訓練(生活訓練)事業 ¹⁾	12 449	152 561	...	12.3	13.2
宿泊型自立訓練事業	2 881
就労移行支援事業 ¹⁾	39 271	431 687	...	11.0	10.5
就労継続支援(A型)事業 ¹⁾	98 620	1 114 240	...	11.3	12.0
就労継続支援(B型)事業 ¹⁾	401 977	4 098 785	...	10.2	10.8
自立生活援助事業	1 306
就労定着支援事業	14 077

注：利用者1人当たり利用日数は、利用延人数を調査している事業については利用延人数÷利用実人員、利用日数合計を調査している事業については利用日数合計÷利用実人員により算出している。ただし、9月中に利用者がいた事業所のうち、利用実人員不詳、利用延人数不詳及び利用日数不詳の事業所を除いて算出した。

- 1) 障害者支援施設の昼間実施サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)を除く。
- 2) 計画相談支援事業は、サービス利用支援(計画作成)又は継続サービス利用支援(モニタリング)を利用した人数である。
- 3) 共同生活援助事業は、9月末日の利用実人員である。

障害児通所支援等事業所の利用状況

9月中の利用実人員をみると、放課後等デイサービス事業の438,471人が最も多くなっており、利用者1人当たり利用回数をみると、放課後等デイサービス事業では7.1回、児童発達支援事業では5.8回となっている(表7)

表7 事業の種類別にみた利用状況(障害児通所支援等事業所)

令和3年9月

	利用実人員 (人)	訪問回数 合計 (回)	利用者1人当たり 訪問回数 (回)		利用延人数 (人)	利用者1人当たり 利用回数 (回)	
			令和3年 (2021)	令和2年 (2020)		令和3年 (2021)	令和2年 (2020)
			児童発達支援事業	178 543		.	.
居宅訪問型児童発達支援事業	254	1 239	4.9	4.2	.	.	.
放課後等デイサービス事業	438 471	.	.	.	3 106 548	7.1	7.1
保育所等訪問支援事業	8 876	14 501	1.6	1.6	.	.	.
障害児相談支援事業 ¹⁾	97 041

注：9月中に利用者がいた事業所のうち、利用実人員不詳、訪問回数不詳及び利用延人数不詳の事業所を除いて算出した。

- 1) 障害児相談支援事業は、障害児支援利用援助(計画作成)又は継続障害児支援利用援助(モニタリング)を提供した人数である。

(3) 職種別常勤換算従事者数

障害福祉サービス等事業所・障害児通所支援等事業所の常勤換算従事者数は、居宅介護事業で130,746人、放課後等デイサービス事業で92,455人、生活介護事業で80,450人となっている(表8)。

表8 事業の種類別にみた職種別常勤換算従事者数

(単位:人)

令和3年10月1日現在

	総数	介護福祉士	実務者研修修了者	旧介護職員基礎研修課程修了者	旧ホームヘルパー1級研修課程修了者	初任者研修修了者(旧ホームヘルパー2級研修課程修了者含む)	障害者居宅介護従事者基礎研修課程修了者(旧ホームヘルパー3級研修課程修了者含む)	重度訪問介護従業者養成研修修了者	同行援護従業者養成研修修了者	行動援護従業者養成研修修了者	その他
居宅介護事業	130 746	71 517	9 996	1 596	2 978	38 776	306	5 577
重度訪問介護事業	45 905	23 280	3 992	485	796	13 044	163	2 326	1 820
同行援護事業	27 287	14 037	1 642	311	511	5 640	146	...	3 968	...	1 032
行動援護事業	9 083	4 374	598	55	129	2 221	31	1 406	269

	総数	サービス管理責任者	医師	看護師	生活支援員	その他
療養介護事業	25 689	494	1 114	12 702	6 477	4 902

	総数	サービス管理責任者	医師	保健師・看護師	理学・作業療法士	生活支援員	その他
生活介護事業	80 450	7 209	805	6 627	772	57 634	7 404

	総数	サービス提供責任者	その他
重度障害者等包括支援事業	57	9	48

	総数	管理者	相談支援専門員	その他
計画相談支援事業	21 746	5 294	14 533	1 920
地域相談支援(地域移行支援)事業	1 157	206	821	129
地域相談支援(地域定着支援)事業	1 694	301	1 187	206

	総数	医師	保健師・看護師	心理・職能判定員	理学・作業療法士	生活支援員	職業指導員	介護職員	うち介護福祉士	児童指導員	保育士	その他
短期入所事業 1)	36 320	326	2 187	14	407	22 100	153	5 205	2 119	292	200	5 435

	総数	サービス管理責任者	世話人	生活支援員	看護師	その他
共同生活援助事業	76 105	7 380	40 177	23 638	122	4 787

	総数	サービス管理責任者	保健師・看護師	理学・作業療法士	生活支援員	訪問支援員	その他
自立訓練(機能訓練)事業	664	74	109	111	240	8	121
自立訓練(生活訓練)事業	4 234	945	95	...	2 745	123	326
宿泊型自立訓練事業	1 163	174	38	...	673	...	278

	総数	サービス管理責任者	生活支援員	職業指導員	就労支援員	その他
就労移行支援事業	13 810	2 444	3 521	3 875	3 460	509
就労継続支援(A型)事業	23 581	3 714	6 413	10 411	...	3 043
就労継続支援(B型)事業	79 062	12 610	25 248	28 870	...	12 335

	総数	サービス管理責任者	地域生活支援員	就労定着支援員	その他
自立生活援助事業	492	148	303	...	42
就労定着支援事業	2 037	1 064	...	814	158

	総数	児童発達支援管理責任者	児童指導員	保育士	障害福祉サービス経験者	その他
児童発達支援事業	51 521	7 972	16 968	16 407	1 526	8 649
放課後等デイサービス事業	92 455	16 209	39 376	19 139	3 428	14 302

	総数	児童発達支援管理責任者	訪問支援員	その他
居宅訪問型児童発達支援事業	155	64	74	17
保育所等訪問支援事業	2 102	705	1 264	132

	総数	管理者	相談支援専門員	その他
障害児相談支援事業	13 917	3 244	9 386	1 287

注:9月中に利用者がいた事業所の従事者数である。

障害者支援施設の昼間実施サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)を除く。

従事者数は詳細票により調査した職種についてのものであり、調査した職種以外は「...」とした。

1) 短期入所事業の従事者には空床型の事業所の従事者を含まない。

総 括 表

令和3年10月1日現在

	施設数	定員(人)	在所者数(人)	従事者数(人)
総 数	82 611	4 112 525	3 685 856	1 214 854
保護施設	288	18 887	17 813	6 203
救護施設	182	16 154	16 036	5 777
更生施設	20	1 388	1 196	307
医療保護施設 *	56
授産施設	15	440	299	68
宿所提供施設	15	905	282	50
老人福祉施設	5 192	157 262	142 021	39 452
養護老人ホーム	941	61 951	54 392	16 782
養護老人ホーム(一般)	889	59 197	51 884	15 714
養護老人ホーム(盲)	52	2 754	2 508	1 068
軽費老人ホーム	2 330	95 311	87 629	22 670
軽費老人ホーム A型	189	11 164	10 271	2 530
軽費老人ホーム B型	13	568	376	41
軽費老人ホーム(ケアハウス)	2 039	82 030	75 466	19 449
都市型軽費老人ホーム	89	1 548	1 517	650
老人福祉センター *	1 921
老人福祉センター(特A型) *	218
老人福祉センター(A型) *	1 258
老人福祉センター(B型) *	445
障害者支援施設等	5 530	187 753	151 126	108 397
障害者支援施設	2 573	138 586	149 826	97 657
地域活動支援センター	2 824	47 414	...	10 456
福祉ホーム	133	1 754	1 300	284
身体障害者社会参加支援施設 *	315
身体障害者福祉センター *	153
身体障害者福祉センター(A型) *	38
身体障害者福祉センター(B型) *	115
障害者更生センター *	4
補装具製作施設 *	14
盲導犬訓練施設 *	13
点字図書館 *	71
点字出版施設 *	10
聴覚障害者情報提供施設 *	50
婦人保護施設	47	1 245	257	400
児童福祉施設等	46 560	3 112 984	2 834 592	837 522
助産施設 *	382
乳児院	145	3 871	2 557	5 555
母子生活支援施設	208	4 371	7 446	2 073
保育所等	29 995	2 904 353	2 643 196	690 188
幼保連携型認定こども園	6 111	624 634	605 690	168 586
保育所型認定こども園	1 164	129 869	102 530	26 621
保育所	22 720	2 149 849	1 934 977	494 980
地域型保育事業所	7 245	114 863	103 641	56 307
小規模保育事業所A型	4 855	83 094	76 622	40 774
小規模保育事業所B型	778	12 557	11 314	6 447
小規模保育事業所C型	94	868	748	560
家庭的保育事業所	852	3 686	3 304	2 708
居宅訪問型保育事業所	13	27	80	206
事業所内保育事業所	653	14 630	11 573	5 612
児童養護施設	612	30 535	24 143	20 639
障害児入所施設(福祉型)	249	8 664	6 138	5 512
障害児入所施設(医療型)	222	21 296	10 489	22 226
児童発達支援センター(福祉型)	676	20 687	39 892	11 106
児童発達支援センター(医療型)	95	3 119	1 965	1 234
児童心理治療施設	51	2 129	1 447	1 522
児童自立支援施設	58	3 468	1 123	1 839
児童家庭支援センター *	154
児童館	4 347	.	.	19 321
小型児童館	2 509	.	.	9 859
児童センター	1 709	.	.	8 760
大型児童館A型	15	.	.	282
大型児童館B型	3	.	.	71
大型児童館C型
その他の児童館	111	.	.	349
児童遊園 *	2 121
母子・父子福祉施設	57	218
母子・父子福祉センター	55	.	.	215
母子・父子休養ホーム	2	3
その他の社会福祉施設等	24 622	634 395	540 047	222 661
授産施設 *	61
無料低額宿泊所 *	614
盲人ホーム *	18
隣保館 *	1 061
へき地保健福祉館 *	34
日常生活支援住居施設 *	108
有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	16 724	634 395	540 047	222 661
有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるもの) *	6 002

- 注: 1) 活動中の施設について集計している。
 2) 定員及び在所者数は、それぞれ定員又は在所者数について、調査を実施した施設について集計している。
 3) 従事者数は常勤換算従事者数であり、小数点以下第1位を四捨五入している。
 4) *印のついた施設は、詳細票調査を実施していない。
 5) 母子生活支援施設の定員は世帯数、在所者は世帯人員であり、総数、児童福祉施設等の定員及び在所者数には含まない。
 6) 障害者支援施設等のうち障害者支援施設の定員は入所者分のみである。また、在所者数は入所者数と通所者数の合計であり、その内訳は、入所者数126,522人、通所者数23,304人である。
 7) 障害者支援施設等のうち地域活動支援センターについては、在所者数を調査していない。

参考表1 施設の種別別調査対象施設数

令和3年10月1日現在

	調査客体数 ¹⁾	回収客体数 ²⁾	集計客体数 ³⁾	回収率(%) ⁴⁾
総 数	43 346	39 908	39 617	92.1
保護施設	233	229	228	98.3
救護施設	182	180	180	98.9
更生施設	20	20	20	100.0
授産施設	16	15	14	93.8
宿所提供施設	15	14	14	93.3
老人福祉施設	3 274	3 091	3 091	94.4
養護老人ホーム	941	899	899	95.5
養護老人ホーム(一般)	889	850	850	95.6
養護老人ホーム(盲)	52	49	49	94.2
軽費老人ホーム	2 333	2 192	2 192	94.0
軽費老人ホーム A型	191	182	182	95.3
軽費老人ホーム B型	14	13	13	92.9
軽費老人ホーム(ケアハウス)	2 039	1 915	1 915	93.9
都市型軽費老人ホーム	89	82	82	92.1
障害者支援施設等	5 584	5 183	5 135	92.8
障害者支援施設	2 575	2 459	2 457	95.5
地域活動支援センター	2 876	2 599	2 553	90.4
福祉ホーム	133	125	125	94.0
婦人保護施設	48	48	47	100.0
児童福祉施設等	24 691	22 949	22 773	92.9
乳児院	145	144	144	99.3
母子生活支援施設	218	210	206	96.3
保育所等	10 566	9 921	9 869	93.9
幼保連携型認定こども園	6 114	5 838	5 836	95.5
保育所型認定こども園	1 170	1 109	1 108	94.8
保育所	3 282	2 974	2 925	90.6
地域型保育事業所	7 275	6 510	6 492	89.5
小規模保育事業所A型	4 867	4 378	4 370	90.0
小規模保育事業所B型	782	678	675	86.7
小規模保育事業所C型	96	76	76	79.2
家庭的保育事業所	860	751	748	87.3
居宅訪問型保育事業所	14	12	11	85.7
事業所内保育事業所	656	615	612	93.8
児童養護施設	612	598	598	97.7
障害児入所施設(福祉型)	250	239	238	95.6
障害児入所施設(医療型)	222	201	201	90.5
児童発達支援センター(福祉型)	678	637	635	94.0
児童発達支援センター(医療型)	97	93	91	95.9
児童心理治療施設	51	50	50	98.0
児童自立支援施設	58	58	58	100.0
小型児童館	2 670	2 498	2 410	93.6
児童センター	1 717	1 663	1 656	96.9
大型児童館A型	15	15	15	100.0
大型児童館B型	3	3	3	100.0
大型児童館C型	-	-	-	-
その他の児童館	114	109	107	95.6
母子・父子福祉施設	57	54	54	94.7
母子・父子福祉センター	55	52	52	94.5
母子・父子休養ホーム	2	2	2	100.0
有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	9 459	8 354	8 289	88.3

- 注: 1) 調査客体数は、活動中又は休止中の施設・事業所に配布した詳細票の枚数である。
 2) 回収客体数は、回収があった詳細票の枚数である。
 3) 集計客体数は、回収した詳細票のうち活動中の詳細票の枚数である。
 4) 回収率(%) = 「回収客体数」÷「調査客体数」×100で算出している。

参考表2 施設の種類別にみた施設数・定員（基本票）

各年10月1日現在

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
	施設数				
総数	72 887	77 040	78 724	80 723	82 611
保護施設	291	286	288	289	288
老人福祉施設	5 293	5 251	5 262	5 228	5 192
障害者支援施設等	5 734	5 619	5 636	5 556	5 530
身体障害者社会参加支援施設	314	317	315	316	315
婦人保護施設	46	46	46	47	47
児童福祉施設等	40 137	43 203	44 616	45 722	46 560
（再掲）保育所等 ²⁾	27 137	27 951	28 737	29 474	29 995
母子・父子福祉施設	56	56	60	56	57
その他の社会福祉施設等	21 016	22 262	22 501	23 509	24 622
（再掲）有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	13 525	14 454	15 134	15 956	16 724
	定員 ¹⁾				
総数	3 875 461	4 015 369	4 134 729	4 254 940	4 348 554
保護施設	19 495	19 241	19 248	19 266	19 090
老人福祉施設	158 558	158 041	157 856	158 017	157 471
障害者支援施設等 ³⁾	191 636	188 878	189 155	187 809	187 299
身体障害者社会参加支援施設	360	345	265	265	265
婦人保護施設	1 220	1 220	1 215	1 329	1 245
児童福祉施設等 ⁴⁾	2 796 574	2 900 088	2 987 642	3 067 329	3 120 096
（再掲）保育所等 ²⁾	2 645 050	2 717 309	2 792 277	2 863 513	2 908 756
母子・父子福祉施設
その他の社会福祉施設等	707 618	747 556	779 348	820 925	863 088
（再掲）有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	518 507	549 759	573 541	606 394	635 879

- 注：1) 定員は、定員について調査を実施した施設のみ、集計している。
 2) 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所である。
 3) 障害者支援施設等のうち障害者支援施設の定員は入所者分である。
 4) 総数、児童福祉施設等の定員には母子生活支援施設を含まない。

参考表3 事業の種類別利用状況

各年9月

	利用実人員 (人)		訪問回数合計 ¹⁾ (回)		利用者1人当たり訪問回数 ²⁾ (回)	
	令和3年 (2021)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和2年 (2020)
居宅介護事業 ³⁾						
障害者 身体介護が中心	116 836	107 069	2 151 695	1 965 996	18.4	18.4
通院介助が中心(身体介護を伴う)	26 017	23 539	86 083	74 630	3.3	3.2
通院介助が中心(身体介護を伴わない)	8 171	7 707	20 003	18 787	2.4	2.4
通院等乗降介助が中心	3 415	2 989	22 233	21 759	6.5	7.3
家事援助が中心	129 732	125 473	1 193 170	1 165 090	9.2	9.3
障害児 身体介護が中心	9 031	9 393	98 733	102 690	10.9	10.9
通院介助が中心(身体介護を伴う)	860	925	1 941	2 213	2.3	2.4
通院介助が中心(身体介護を伴わない)	69	118	169	306	2.5	2.6
通院等乗降介助が中心	29	23	104	137	3.6	5.8
家事援助が中心	847	1 124	7 970	10 766	9.4	9.6
重度訪問介護事業	23 123	23 263	677 091	644 154	29.3	27.7
うち移動介護	7 121	7 295	55 721	54 340	7.8	7.4
同行援護事業						
障害者	29 165	28 614	177 669	175 040	6.1	6.1
障害児	169	153	1 120	983	6.6	6.4
行動援護事業						
障害者	11 791	11 058	77 436	65 934	6.6	6.0
障害児	2 033	1 889	11 237	10 952	5.5	5.8
療養介護事業	18 548	17 571	453 047	450 643	24.4	25.6
生活介護事業 ⁴⁾	261 458	251 072	2 536 005	2 473 675	9.7	9.9
重度障害者等包括支援事業	29	25	844	728	29.1	29.1
計画相談支援事業 ⁵⁾	266 470	251 269
地域相談支援(地域移行支援)事業	767	907
地域相談支援(地域定着支援)事業	4 024	3 836
短期入所事業						
障害者	38 577	43 836	247 736	263 542	6.4	6.0
障害児	7 042	7 525	34 206	37 279	4.9	5.0
共同生活援助事業 ⁶⁾	144 981	130 440
自立訓練(機能訓練)事業 ⁴⁾	853	977	6 688	7 295	7.8	7.5
自立訓練(生活訓練)事業 ⁴⁾	12 449	10 757	152 561	141 512	12.3	13.2
宿泊型自立訓練事業	2 881	3 100
就労移行支援事業 ⁴⁾	39 271	40 288	431 687	422 351	11.0	10.5
就労継続支援(A型)事業 ⁴⁾	98 620	89 351	1 114 240	1 070 280	11.3	12.0
就労継続支援(B型)事業 ⁴⁾	401 977	359 732	4 098 785	3 868 532	10.2	10.8
自立生活援助事業	1 306	981
就労定着支援事業	14 077	12 723
児童発達支援事業	178 543	152 453	1 029 707	920 711	5.8	6.0
居宅訪問型児童発達支援事業	254	184	1 239	765	4.9	4.2
放課後等デイサービス事業	438 471	400 096	3 106 548	2 844 164	7.1	7.1
保育所等訪問支援事業	8 876	8 573	14 501	13 340	1.6	1.6
障害児相談支援事業 ⁷⁾	97 041	86 100

注：9月中に利用者がいた事業所のうち、利用実人員不詳、訪問回数不詳、利用延人数不詳及び利用日数不詳の事業所を除いて算出した。

- 療養介護・生活介護・自立訓練(機能訓練・生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援・児童発達支援及び放課後等デイサービス事業は利用延人数(人)、重度障害者等包括支援・短期入所事業は利用日数合計(日)である。
- 療養介護・生活介護・重度障害者等包括支援・短期入所・自立訓練(機能訓練・生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援事業は利用者1人当たり利用日数(日)、児童発達支援・放課後等デイサービス事業は利用者1人当たり利用回数(回)である。
- 居宅介護事業の利用実人員は、サービスの内容別に利用者を計上している。
- 障害者支援施設の昼間実施サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)を除く。
- 計画相談支援事業は、サービス利用支援(計画作成)又は継続サービス利用支援(モニタリング)を利用した人数である。
- 共同生活援助事業は、9月末日の利用実人員である。
- 障害児相談支援事業は、障害児支援利用援助(計画作成)又は継続障害児支援利用援助(モニタリング)を提供した人数である。

用語の定義

1 施設

保護施設

(1) 救護施設

身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う施設

(2) 更生施設

身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う施設

(3) 医療保護施設

医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行う施設

(4) 授産施設

身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長する施設

(5) 宿所提供施設

住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う施設

老人福祉施設

(1) 養護老人ホーム（一般、盲）

65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護する施設

(2) 軽費老人ホーム（A型、B型、ケアハウス、都市型）

無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与する施設

軽費老人ホームA型：高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させる。

軽費老人ホームB型：身体機能等の低下等が認められる者（自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められる者を除く。）又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させる。

軽費老人ホーム（ケアハウス）：身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者を入所させる。

都市型軽費老人ホーム：都市部において、軽費老人ホームの設備や職員配置基準の特例を設け、主として、要介護度が低い低所得高齢者を対象とする小規模な施設

(3) 老人福祉センター（特A型、A型、B型）

A型は無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設

なお、特A型は保健関係部門を強化した施設で、B型は基本となるA型の機能を補完する施設

障害者支援施設等

(1) 障害者支援施設

障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含む。）

(2) 地域活動支援センター

障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設

(3) 福祉ホーム

現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設

身体障害者社会参加支援施設

(1) 身体障害者福祉センター（A型、B型）

無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのために必要な便宜を総合的に供与する施設

A型：身体障害者の福祉の増進を図る事業を総合的に行う。

B型：身体障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業を行う。

(2) 障害者更生センター

身体障害者又はその家族に対し、宿泊、レクリエーション、その他休養のための便宜を供与する施設

(3) 補装具製作施設

無料又は低額な料金で、補装具の製作又は修理を行う施設

(4) 盲導犬訓練施設

無料又は低額な料金で、盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害のある身体障害者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設

(5) 点字図書館

無料又は低額な料金で、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の貸し出し等を行う施設

(6) 点字出版施設

無料又は低額な料金で、点字刊行物を出版する施設

(7) 聴覚障害者情報提供施設

無料又は低額な料金で、聴覚障害者用の録画物の製作及び貸し出し等を行う施設

婦人保護施設

要保護女子を入所させて保護する施設

児童福祉施設等

(1) 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせる施設

(2) 乳児院

乳児を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行う施設

(3) 母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その

他の援助を行う施設

(4) 幼保連携型認定こども園

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を持つ単一の施設として、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能や地域における子育て支援を行う機能を備える施設

(5) 保育所型認定こども園

保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能や地域における子育て支援を行う機能を備える施設

(6) 保育所

保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて、保育を行うことを目的とする施設

(7) 小規模保育事業所（A型、B型、C型）

保育を必要とする乳児・幼児であって満三歳未満のものについて、保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設において、保育を行う事業所

A型：保育所分園や小規模の保育所に近い類型の事業所

B型：A型とC型の中間の類型の事業所

C型：家庭的保育に近い類型の事業所

(8) 家庭的保育事業所

家庭的保育者の居宅等で、保育を行う事業所

(9) 居宅訪問型保育事業所

保育を必要とする乳児・幼児の居宅で、保育を行う事業所

(10) 事業所内保育事業所

主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する事業所

(11) 児童養護施設

乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う施設

(12) 障害児入所施設（福祉型、医療型）

福祉型：障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能を付与することを目的とする施設

医療型：障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うことを目的とする施設

(13) 児童発達支援センター（福祉型、医療型）

福祉型：障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うことを目的とする施設

医療型：障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行うことを目的とする施設

(14) 児童心理治療施設

家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設

(15) 児童自立支援施設

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設

(16) 児童家庭支援センター

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言、指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整、援助を総合的に行う施設

(17) 児童館（小型児童館、児童センター、大型児童館（A型、B型、C型）及びその他の児童館）

屋内に集会室、遊戯室、図書室等必要な設備を設け、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにする施設

小型児童館：小地域を対象

児童センター：児童の体力増進を図る機能を有する。

大型児童館：広域児童を対象

A型：都道府県内の児童館の指導及び連絡調整等の役割を果たす中核的機能を有する。

B型：自然の中で宿泊し、野外活動が行える機能を有する。

C型：芸術、体育、科学等の総合的な活動ができる機能を有する。

(18) 児童遊園

屋外に広場、ブランコ等必要な設備を設け、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにする施設

母子・父子福祉施設

(1) 母子・父子福祉センター

無料又は低額な料金で、母子家庭等に対して、各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行う等母子家庭等の福祉のための便宜を総合的に供与する施設

(2) 母子・父子休養ホーム

無料又は低額な料金で、母子家庭等に対して、レクリエーションその他休養のための便宜を供与する施設

その他の社会福祉施設等

(1) 授産施設（社会福祉法）

労働力の比較的低い生活困難者に対し、施設を利用させることによって、就労の機会を与え、又は技能を修得させ、これらの者の保護と自立更生を図る施設

(2) 無料低額宿泊所（社会福祉法）

生計困難者のために無料又は低額な料金で貸し付ける簡易住宅、又は宿泊所その他の施設

(3) 盲人ホーム

あん摩師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障害者であって、自営し、又は雇用されることの困難な者に対し施設を利用させるとともに、必要な技術の指導を行い、その自立更生を図る施設

(4) 隣保館

無料又は低額な料金で施設を利用させ、近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図る施設

(5) へき地保健福祉館

へき地において地域住民に対し、保健福祉に関する福祉相談、健康相談、講習会、集会、保育、授産など生活の各般の便宜を供与する施設

(6) 日常生活支援住居施設

無料低額宿泊所であって、福祉事務所による生活保護受給者に対する日常生活上の支援の実施の委託を受ける施設として、都道府県等から認定を受けた施設

(7) 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外 / サービス付き高齢者向け住宅であるもの）

有料老人ホーム：老人を入所させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他日常生活上必要な便宜を供与する施設

サービス付き高齢者向け住宅：60歳以上の高齢者等を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービス等の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する賃貸住宅等

2 障害福祉サービス等

(1) 居宅介護

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び排せつ等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する障害者につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び排せつ等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。

(3) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行う。

(4) 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

(5) 療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。

(6) 生活介護

施設において入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の支援を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び排せつ等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う。

(7) 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供する。

(8) 計画相談支援

障害者の心身の状況、その置かれている環境、当該障害者等又は障害児の保護者の意向等を勘案し、利用する障害福祉サービス等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、当該支給決定等に係るサービス等利用計画を作成するこ

と等を行う。

(9) 地域相談支援（地域移行支援）

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入所している精神障害者等につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行う。

(10) 地域相談支援（地域定着支援）

居宅において単身等で生活する障害者につき、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等を行う。

(11) 短期入所

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、入所の必要が生じた障害者等につき、障害者支援施設、児童福祉施設等に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。

(12) 共同生活援助

共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、主として夜間において、相談その他の日常生活上の援助を行う。

(13) 自立訓練（機能訓練）

障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

(14) 自立訓練（生活訓練）

障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

(15) 宿泊型自立訓練

知的障害又は精神障害を有する障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

(16) 就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

(17) 就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

(18) 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

(19) 自立生活援助

居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行う。

(20) 就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。

3 障害児通所支援等

(1) 児童発達支援

障害児につき、児童発達支援事業所に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。(児童発達支援センターの利用に係るものを除く。)

(2) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う。

(3) 放課後等デイサービス

学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。

(4) 保育所等訪問支援

保育所等に通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。

(5) 障害児相談支援

障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行う。

4 常勤換算従事者数

兼務している常勤者(当該施設・事業所が定めた勤務時間数のすべてを勤務している者)及び非常勤者について、その勤務時間を常勤換算方法(その職務に従事した1週間の勤務時間を当該施設・事業所の通常の1週間の勤務時間で除し小数点以下第2位を四捨五入)により換算した人数と、常勤者の専従職員数の合計をいう。